

【土地区画整理事業 換地処分後】 住所変更後の手続き一覧表

発行元：磐田市役所 都市整備課 市街地整備グループ 0538-37-4830

※ この一覧表は令和7年4月に調査したものです。

1. 市役所関連

項 目	問い合わせ先	手続き	申請者	持ち物	備 考
住民票	磐田市役所 市民課 0538-37-4816	手続きの必要はありません。			市役所で新しい住所に書きかえます。※本籍欄の変更対象者は、区画整理により消滅する地番を本籍として使用している方に限ります。
印鑑証明					
戸籍簿（本籍欄）					
戸籍の附票					
マイナンバーカード		市役所にお越しの際に変更します。	本人	マイナンバーカード	市役所で新しい住所を記載します。※暗証番号が必要です
公的個人認証サービスの電子証明書		手続きの必要はありません。			電子証明書は失効しませんが、証明書の住所は旧住所のままのため、更新の必要がある場合もあります。
パスポート		手続きの必要はありません。			最終ページの住所欄をご自身で訂正してください。
在留カード 特別永住者証明書		市役所にお越しの際に変更します。	本人	在留カード 特別永住者証明書	市役所で新しい住所を記載します。
国民年金（受給者） 厚生年金（受給者）	浜松東年金事務所 053-421-0192	手続きの必要はありません。			
共済年金、恩給（受給者）		年金（恩給）を給付している機関へお問い合わせください。	本人		
農業者年金（受給者）		年金（恩給）を給付している機関へお問い合わせください。	本人		
社会保険、共済組合等被保険者証		職場を通じて、保険組合等にお問い合わせください。	本人		
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	磐田市役所 国保年金課 資格管理グループ 0538-37-4833	次回更新時に変更となりますが、必要であれば市役所にお越しの際に変更します。	本人	被保険者証など該当する各証 身分証明書	換地処分後もお手元にある各証は使用できます。
国民健康保険限度額適用認定証					
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証					
国民健康保険特定疾病療養受療証					
後期高齢者医療被保険者証	磐田市役所 国保年金課 賦課グループ 0538-37-4863				
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証					
後期高齢者医療特定疾病療養受療証					

項 目	問い合わせ先	手続き	申請者	持ち物	備 考
介護保険被保険者証	磐田市役所 高齢者支援課 介護保険グループ 0538-37-4769	介護認定申請時に変更となりますが、必要であればiプラザにお越しの際に変更します。	本人	被保険者証 身分証明書	換地処分後もお手元にある被保険者証は使用できます。
介護保険負担割合証		次回更新時に変更となりますが、必要であればiプラザにお越しの際に変更します。		負担割合証 身分証明書	換地処分後もお手元にある負担割合証は使用できます。
介護保険負担限度額認定証	磐田市役所 高齢者支援課 事業給付グループ 0538-37-4869	次回更新時に変更となりますが、必要であればiプラザにお越しの際に変更します。	本人	負担限度額認定証 身分証明書	換地処分後もお手元にある負担限度額認定証は使用できます。
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証					
身体障害者手帳	磐田市役所 福祉相談課 障害福祉グループ 0538-37-4919	次回更新時に変更となりますが、必要であればiプラザにお越しの際に変更します。	本人	手帳	代理人が申請する場合は印鑑が必要です。
療育手帳				受給者証	代理人が申請する場合は印鑑が必要です。
重度障害者医療費助成金受給者証					
精神障害者保健福祉手帳					
自立支援医療受給者証				利用票	
地域生活支援事業受給者証					
障害福祉サービス等の受給者証					
ライフサポート事業利用者票					
特別障害者手当 等					
休日・夜間等受診票	磐田市役所 福祉相談課 生活保護グループ 0538-37-4797	次回更新時に変更となりますが、必要であればiプラザにお越しの際に変更します。	本人	受診票	
生活保護法等指定医療機関及び介護機関		所在地の変更届出が必要となります。			
こども医療費受給者証	磐田市役所 こども未来課 給付グループ 0538-37-4896	必要であればiプラザにお越しの際に変更します。	本人	受給者証ほか	あらかじめ持ち物等について問い合わせ先に確認の上お越し下さい。
児童扶養手当		次回更新時に変更となりますが、必要であればiプラザにお越しの際に変更します。		証書ほか	
ひとり親家庭等医療費助成受給者証		手続きの必要はありません。		受給者証ほか	
児童手当					
障害児通所受給者証	磐田市役所 こども未来課 発達相談グループ 0538-37-2761	次回更新時に変更となりますが、必要であればiプラザにお越しの際に変更します。	本人	受給者証	

2. 学校等関連

項 目	問い合わせ先	手続き	申請者	持ち物	備 考
磐田市立の小中学校への住所変更	磐田市役所 学校教育課 0538-37-2760	手続きの必要はありません。			
上記以外の小中学校、高校等への住所変更	通学している学校	各校に問い合わせ、手続きをしてください。			
幼稚園、保育園、こども園への住所変更	通園している園	各園に問い合わせ、手続きをしてください。			

3. 登記簿関連

項 目	問い合わせ先	手続き	申請者	持ち物	備 考
土地・建物登記簿の所在地番の変更 （表題部：土地の表示）	静岡地方法務局 磐田出張所 0538-32-2618	手続きの必要はありません。			法務局で書き換えます。ただし、所有名義人などの住所は本人の申請があるまでは変わりません。
抵当権等の表示（住所）変更登記		左記の登記申請をされる場合は、その前提として所有者の住所変更が必要になります。	本人 又は 代理人	印鑑 地番変更証明書 課税証明書など所有されている不動産がわかる書類	登録免許税は課税されません。代理人申請の場合は委任状が必要です。
贈与、売買等による所有権の移転登記（相続を除く） 抵当権の抹消登記 抵当権の設定登記					
法人・会社等の登記簿の本店や支店所在地番の変更や役員の住所変更	静岡地方法務局浜松支局 (053-454-1396) 又は本店・支店の所在地を管轄する法務局・支局・出張所	手続きが必要です。 本店については2週間以内、 支店については3週間以内、 に変更手続きをしてください。	法人の代表者 又は 代理人	印鑑（法務局届出印） 地番変更証明書 登記申請書	登録免許税は課税されません。代理人申請の場合は委任状が必要です。

4. ライフライン関連

項 目	問い合わせ先	手続き	申請者	持ち物	備 考
電気	事業者によって対応が異なりますので、手続き詳細は各機関にお問い合わせください。				
ガス					
電話（ご自宅の電話）					
携帯電話					
公営水道	磐田市役所 上下水道料金センター 0538-58-3070	手続きの必要はありません。			市役所で新しい住所に書き換えます。
公営下水道					

5. その他

項 目	問い合わせ先	手続き	申請者	持ち物	備 考
郵便番号 郵便配達	日本郵政㈱ 磐田郵便局 0538-35-1103	手続きの必要はありません。			郵便物は住所変更後、約3年間 程度は変更前の住所が書かれて いても配達されます。
自動車運転免許証	磐田警察署 0538-37-0110 県内の各警察署又 は県運転免許セン ター	区域内に住所を有する方で、免許証の交付 を受けている方は手続きをしてください。	本人	免許証 地番変更証明書 本籍変更通知書 代理の場合は委任状が必要	なるべく早く変更の手続きをし てください。免許証更新の通知 が届かない場合があります。
普通自動車検査証 小型二輪自動車検査証（250CC超～）	中部運輸局 浜松自動車検査 登録事務所 050-5540-2052	手続きが必要です。 ※使用者や所有者、個人や法人などにより 手続き（持ち物）が異なりますので、事前 に該当機関にご確認ください。	使用者 又は 所有者 若しくは 代理人	自動車検査証 地番変更証明書	営業車両については、速やかに 手続きを行ってください。
軽自動車検査証	軽自動車検査協会 静岡事務所 浜松支所 050-3816-1777				
軽二輪軽自動車届出済証 （125cc～250cc以下）	静岡県軽自動車 販売店協会 浜松支所				
各種免許証、資格、許可、認可証などの所 有者及び登録者の住所	許認可機関	手続きが必要です。 所属する許認可機関の窓口へお問い合わせ ください。			
預金通帳、生命保険、損害保険、キャッ シュカード、クレジットカード		お取引のある金融機関、保険会社、クレジット会社へお問い合わせください。			
飲食店営業許可、病院、薬局理容店・美容 院、事務所ほか		業種により必要書類等に違いがありますので、事前に関係機関へお問い合わせください。			

※地番変更証明書は、都市整備課で発行しますので、詳しくはお問い合わせください。なお、証明手数料は、1通につき300円になります。
※手続きは、本人以外でもできる場合があります。詳しくは、各問い合わせ先にお問い合わせください。